

(デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装TYPE1) Q&A (1.3版) 令和4年7月19日改訂

no	周知日	分類	質問	回答
1	2022年1月14日	制度趣旨	広域連携事業(複数の市町村や、都道府県と市町村が予算を計上しあい連携して取り組む事業)は申請可能か。その場合に申請上限数や交付対象上限額、KPIとの関係はどのように考えるのか。	申請可能である。ただし、その場合は複数の地方公共団体が共同で実施計画を作成し、実施計画の申請者となる地方公共団体(以下「主申請者」という)を1団体決定したうえで、申請を行うものとする。事業数としては、連携する地方公共団体それぞれにおいて1事業としてカウントされ、都道府県(9事業)・市町村(5事業)それぞれの申請上限数の枠内で申請可能である。また、連携する地方公共団体の交付対象上限額を足し合わせた額=連携する地方公共団体数×1億円が広域連携事業の交付対象上限額となる。KPIについては、連携する地方公共団体それぞれが自らの地域に係るKPIを設定することが求められるとともに、広域に係るKPIをあわせて設定することも認められる(各地域に係る成果に加え、広域での成果を示すことができる場合には評価に有利に働くと考えられる。)。その場合、主申請者は広域に係るKPIの進捗状況を把握し、事業推進の主体的な役割を担う必要がある。
2	2022年1月14日	制度趣旨	「デジタルを活用」とは、具体的にどのようなものを利用することを想定しているのか。	人工知能関連技術、IoT活用関連技術、クラウド関連技術その他の先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することを想定している。なお、「デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプTYPE1)参考事例集」として、地方公共団体等におけるデジタルを活用した先導的事例を取りまとめしており、本交付金の活用にあたって参考としていただきたい。
3	2022年1月14日	制度趣旨	デジタルの実装について、「実装」の定義如何。	調査や実証実験の段階にとどまらず、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提として、地域の課題解決、地域の魅力向上に取り組むこと。
4	2022年1月14日	制度趣旨	相互運用性の確保などデジタル原則(構造改革のための基本原則)の遵守に向けた検討とはどのような内容を想定しているのか。	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)において、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための基本原則として、① デジタル完結・自動化原則、② アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)、③ 官民連携原則、④ 相互運用性確保原則、⑤ 共通基盤利用原則が示され、デジタル田園都市国家構想の実現にあたって、その遵守を前提とするとされた。このため、申請事業に関し、当該原則を遵守する観点からどのように取り組んでいくか、その検討状況について記載をお願いしたい。特に、デジタル田園都市構想の一環として今後複数のデジタル実装の取り組みを進めて行くにあたって、複数のサービス間でデータを円滑に共有・相互利用できるよう「相互運用性の確保の取組」に該当する具体的な取組の検討を始めている場合には、その内容を、具体的な検討に至っていない場合には今後の検討方針(少なくとも今後検討していく旨)を記載することを想定している。
5	2022年1月14日	制度趣旨	評価の視点「相互運用性の確保」において「データ連携基盤を活用するなど、地域間連携しやすいようなデータ相互運用性を既に確保している」ことが評価ポイントとされているが、具体的には、例えば、「データ連携基盤」「データ相互運用性」とはどのようなものを想定しているか。	データ連携基盤とは、交通関係のサービスと医療関係のサービス、行政サービスと日常のオンライン決済サービスなど、複数のサービス間でデータを円滑に共有・相互利用できるようにする、すなわち、データの相互運用性を確保するため、異なるデータフォーマットの間での翻訳機能及び、異なるシステム間でのデータの確かな受け渡しを行う機能をもった、各サービス間で共有するデータ連携インフラを指す。
6	2022年1月14日	制度趣旨	評価の視点「相互運用性の確保」において「将来的な複数分野でのデータの相互連携、利用を考慮して、データ連携により多数の事業者がサービス提供できる仕組みを有する」ことが評価ポイントとされているが、具体的には、例えば、「将来的」とはいつまでの時期を指すのか。又、「複数分野」「多数の事業者」とあるが、分野の数、事業者の数などの条件はあるか。	時期、分野数、事業者数について特に条件は定めておらず、申請事業について該当する場合には、いつ頃の時期を念頭に、どのような分野を対象に、どの程度の事業者が参加できる仕組みを構築する考えかご説明いただきたい。

no	周知日	分類	質問	回答
7	2022年1月14日	制度趣旨	「既に確立されている優良なモデル・サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか	他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既の実証、導入されているモデルやサービスを想定している。なお、「デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE1)参考事例集」として、地方公共団体等におけるデジタルを活用した先導的事例を取りまとめており、本交付金の活用にあたって参考としていただきたい。
8	2022年1月14日	制度趣旨	地域の課題解決・魅力向上に向けた取組とは具体的にどのような内容を想定しているか。	地方が抱える、人口減少、高齢化、産業空洞化といった課題をデジタルの力を活用することにより解決する取組や地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する取組を想定している。
9	2022年1月14日	制度趣旨	「事業を実効的・継続的に推進するための体制」は申請時点で確立されている必要があるか。事業着手時点で確立できていれば支障ないか。	申請時点において体制が確立されていることが望ましいが、少なくとも事業着手時点では確立されていることを、そこに至るプロセスを含め、実施計画において具体的に示されていることが必要である。
10	2022年1月14日	制度趣旨	申請事業は、地方版総合戦略や地域再生計画に記載されている必要があるのか。	地方版総合戦略や地域再生計画へ記載されていることを申請要件とはしていない。ただし、これらに記載されていればより望ましい。
11	2022年1月14日	対象事業	地方公共団体の予算確保に関し、「令和三年度補正予算に計上され実施される事業」等の要件はあるか。	予算計上について特段の要件は定めていない。申請団体の実情に応じてご判断いただきたい。
12	2022年1月14日	対象事業	令和4年度内に、対象地域の一部で先行的にサービスを開始する場合でも、本交付金の対象事業となり得るか。	実際にサービス提供を前提としたもので、地域の課題解決や魅力向上に向けた取組であって、既存の優良モデル等を活用する事業であれば、令和4年度内では対象地域の一部での先行的なサービス開始に止まる場合でも交付対象事業として認められる。ただし、残る地域においても令和5年度中にサービスを開始することについて、実装計画において開始時期及びそこに至るまでの工程が明記される必要がある。
13	2022年1月14日	対象事業	令和4年度から実装に向けた準備を始めるものの、事業のサービス開始時期が令和5年度中となる場合でも、本交付金の交付対象事業となり得るか。	既存の優良モデル等を活用して迅速な横展開を図る事業を支援する本交付金の目的に照らし、交付対象事業については、令和4年度中のサービス開始が原則として求められる。ただし、実装計画において、サービス開始時期が令和5年度中となることについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始時期及びそこに至るまでの工程が明記される場合には、サービス開始時期が令和5年度中となる場合でも交付対象事業として(例外的に)認められ得る。
14	2022年1月14日	対象事業	優良なモデル・サービスの事例として、参考事例集が公表されているが、この事例集に掲載されている事例以外についても、優良なモデル・サービスの事例として認められるか。	参考事例集は、あくまで参考となる事例を示したものであり、掲載された事例以外であっても、例えば、地方公共団体独自の取組や、民間サービスを導入して効果を上げている取組等、様々な優良モデル・サービスを活用することが可能である。
15	2022年1月14日	対象事業	諸外国での事例についても、優良なモデル・サービスの事例として認められるか。	諸外国での事例についても優良なモデル・サービスの事例として認められ得る。ただし、我が国地方公共団体における導入事例が存在していない場合には、当該外国事例が我が国の法令等に照らして地方公共団体において実サービスとして導入可能であることについて具体的な説明が求められる。
16	2022年1月14日	対象事業	総合的なデジタル関連の計画策定を行うための調査事業を検討しているが、このような事業費に本交付金は活用可能か	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの提供に至らない単独の調査事業は交付対象事業に該当しない。
17	2022年1月14日	対象事業	民間企業が実証実験や各サービスの企画、開発を行うためのイノベーション拠点や研究施設の整備を検討しているがこれらは対象となるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの提供に至らない実証実験やサービスの企画・開発段階の取組は交付対象事業に該当せず、また、これらを行うためのイノベーション拠点や研究施設の整備も交付対象事業に該当しない。

no	周知日	分類	質問	回答
18	2022年1月14日	対象事業	地方公共団体自身の業務・システムのDXも支援対象になるのか。	申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に資する、地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しない。地方公共団体自身の業務・システムのDXという事業の成果が地域にまで及ぶものである場合には、交付対象事業に該当し得ると考えられるが、KPIの設定を含め、どのように地域の課題解決や魅力向上の実現につながるものか明確な説明が求められる。
19	2022年1月14日	対象事業	庁内のスケジュール管理や、タスク管理等に使えるソフトウェア等の導入を検討しているが、当該ソフトウェアの購入費等は本交付金の対象となるか	申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に資する、地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しない。これらの事業が地域にまで成果が及ぶものである場合には交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、その事業の遂行に必要な範囲において、当該ソフトの購入費も対象経費に含まれる。
20	2022年1月14日	対象事業	地域の企業からの各種行政手続の申請、管理のため、既存ツールによるマクロ設計を検討している。このマクロ設計を外部委託する場合、その経費について交付金の対象となるか。	申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に資する、地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しないが、地域の企業に事業の成果が及ぶものである場合には交付対象事業に該当すると考えられる。地方公共団体がその事業を遂行するにあたって、その一部を必要な範囲で外部に委託することは当然認められるものであり、外注費も対象経費に含まれる旨明記している。
21	2022年1月14日	対象事業	庁内のLAN環境、無線LANの利便性向上、ストレージ増量、セキュリティ強化等の更改を検討しているが、経費対象となるか	申請しようとする事業が、単に庁内のネットワーク環境強化、庁内の利便性向上に資するものであり、地方公共団体の職員のみが裨益するものであって、地域の準民や事業者に直接メリットが及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当せず、対象経費とはならない。他方、無線LANを構築して住民にも開放し、その利便性向上を図るといふ事業であれば、交付対象事業に該当し得ると考えられ、その場合、その事業の遂行に必要な範囲において、これらの経費も対象として認められる。
22	2022年1月14日	対象事業	庁内でテレワーク用の環境整備を検討している、これらの整備費用は対象経費となるか	申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に資する、地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しない。他方、テレワーク環境を住民にも開放し、その利便性向上を図るといふ事業であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、その事業の遂行に必要な範囲において、当該設備費用も対象経費として認められる。
23	2022年1月14日	対象事業	デジタルデバイス解消に向けて、タブレットやPCなどの情報端末を住民に配布する事業を検討している。端末購入費について、交付金の対象経費となるか。	住民に対する情報端末の購入費補助は、特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。単なる端末購入支援ではなく、デジタルを活用して地域の課題解決等に取り組む特定の目的のサービスを実施するにあたって必要となる情報端末を当該サービスの利用者である住民に配備するために必要な費用であれば、交付対象事業の遂行に必要な設備・システム導入費の一部に該当し、本交付金の対象経費として認められる。
24	2022年1月14日	対象事業	観光振興のため、電動キックボードを購入し、オンライン予約システムや位置情報管理機能等を用いて観光客に貸し出す取組を検討しているが、対象事業になるか。	観光振興のための観光客の足の確保という地域の課題解決や魅力向上に向けた取組と認められ、既存の優良モデル等を活用して、例えば電動キックボードの管理・運用等をデジタル化しているような取組であれば、交付対象事業に該当すると考えられる。

no	周知日	分類	質問	回答
25	2022年1月14日	対象事業	地域で定期的開催するフリーマーケットやマルシェの来客増加のため、市内のイベントスペースにフリーのWiFiスポットの導入を検討しているが、WiFiの導入経費は対象となるか	地域のにぎわい創出や商店街振興の活性化という地域の課題解決や魅力向上に向けた取組と認められ、既存の優良モデル等を活用して、来客増加のためにWiFiスポットの整備といったデジタルを用いた環境整備を行うような取組であれば交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、その事業の遂行に必要な範囲において、WiFiの導入経費も対象として認められる。
26	2022年1月14日	対象事業	議会のオンライン化のため議員向けにタブレット等の可搬型端末の配備やオンライン投票システムの導入を検討しているが、対象事業になるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、その事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを示すKPIの設定を求めているところ、地方公共団体の議会の議員のみが裨益する議会のオンライン化の取組はこれらの要件を充たさず、交付対象事業に該当しないと考えられる。
27	2022年1月14日	対象事業	自治体マイナポイントを活用した地域活性化事業を行うにあたり、事業者がキャッシュレス決済端末を導入する際の導入経費支援に本交付金を活用したいが可能か。	事業者によるキャッシュレス決済端末の導入が自治体マイナポイントを活用した地域活性化事業の遂行に必要なと認められるのであれば、事業の遂行に必要な設備・システム導入費の一部に該当し、本交付金の対象経費として認められる。ただし、キャッシュレス決済端末の配備自体が主目的である場合には、設備の整備や備品購入自体を主目的とするものに該当し、本交付金の対象外経費となる。
28	2022年1月14日	対象事業	地域全体の廃棄物削減の取組として、食品残さを堆肥化するための移動式のリサイクルカーを導入し、ICTを活用した運用効率化や食品配送の効率化を検討しているが、リサイクルカーの導入経費についても対象となるか	地域全体の廃棄物削減という地域課題の解決に向けて、既存の優良モデル等を活用して、ICTを活用したリサイクルカーの運用効率化や食品配送の効率化を実現する取組であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、リサイクルカーの導入経費は交付対象事業の遂行に必要な設備・システム導入費の一部に該当し、対象経費として認められる。他方、ICTを活用した運用効率化や食品配送の効率化の検討・実証に止まる場合には、そもそも交付対象事業に該当せず、対象経費として認められない。
29	2022年1月14日	対象事業	地域の全戸の光ファイバー導入に向けて、インターネットアクセスサービスの利用補助事業を検討しているが、本交付金はその原資として活用可能か	個々の住民世帯のインターネットアクセスサービスの利用料に対する補助は、特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。
30	2022年1月14日	対象事業	地域の小・中学校における教育の情報化(GIGAスクール構想)の推進のため、学校におけるインターネット環境の提供に要する費用(校舎への光の引込み費用(=初期工事費)、月額利用料等)への補助を検討しているが、当該費用は支援対象か。	地域におけるGIGAスクール構想を推進する事業の遂行に必要な設備・システム導入費、サービス利用費の一部に該当するものであり、対象経費として認められる。ただし、本交付金は、実装を伴う事業の単年度経費を支援するものであり、翌年度以降の月額利用料は支援対象にならない。
31	2022年1月14日	対象事業	地域のデジタル化に向けてデジタル人材を育成する観点から、ICTに関する教材の開発を検討している。このような事業に本交付金は活用可能か	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、実装を伴わない教材の開発に止まる事業は支援対象とはならない。他方、既存の優良モデル等を活用して地域のデジタル人材育成に取り組む事業は交付対象事業に該当すると考えられ、その場合に、既存の優良モデル等を横展開するにあたって教材の開発を一部要する場合には、必要な範囲において当該開発に係る費用も対象として認められる。
32	2022年1月14日	対象事業	地域及び市内のDXに当たって、民間企業から非常勤職員等としてデジタル人材を雇用することを検討している、この人件費は本交付金の対象経費となるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであるが、本件は、対象事業が具体化されておらず、そもそも申請要件に該当しないことから、当該人件費は対象経費として認められない。
33	2022年1月14日	対象事業	デジタルデバイス解消に向けて、住民によるICT関連機器やサービス導入のための現金給付事業を検討しているが、本交付金は原資として活用可能か	住民によるICT関連機器やサービス導入のための現金給付は、特定の個人等に対する給付経費に該当し、本交付金の対象外経費となる。

no	周知日	分類	質問	回答
34	2022年1月14日	対象事業	アプリを活用した健康ポイント事業を検討中である。健康アプリの開発に加えて、利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換える等を行う際の原資に、本交付金を使用することができるのか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、新たなアプリを一から開発する事業は交付対象事業に該当せず、当該アプリ開発費は対象経費として認められない。また、健康ポイント事業の実施に際して、例えば、利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換えたり、これらを購入するにあたっての割引を受けたりすることを可能とし、そのためにこれらの商品やサービスの提供者に対して地方公共団体からポイント相当分の対価を補填するという場合、当該補填は個別企業に対する赤字補填の給付経費に該当するものであり、対象経費として認められない。
35	2022年1月14日	対象事業	住民がYOUTUBER等の個人事業主として活動するための、配信、撮影関連機材等の導入経費を支援する事業を検討しているが、対象となるか	特定の個人が裨益するのみの事業であり、地域の課題解決や魅力向上に向けた取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。他方、地域の情報発信を担う役割を特定のYoutuberに地方公共団体が委託し、デジタルを活用して国内外に地域の魅力を発信する事業を行う場合は交付対象事業に該当すると考えられる、この場合は、当該事業の遂行に必要な範囲において、配信費用や撮影関連機材導入費用も対象経費として認められる。
36	2022年1月14日	対象事業	デジタル技術を活用したサービスの実装に際して、プロモーションや利用促進の経費にも本交付金を活用することは可能か。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデルを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組である交付対象事業を実施するにあたり、当該サービスのプロモーション経費や利用促進に係る広報・PR経費、マーケティング等経費も対象経費に含まれる旨明記している。
37	2022年1月14日	対象事業	既にある既存のHPを海外向けに改修したい。まず、ページや画像には手を加えず、複数の言語に対応するよう翻訳をすることを検討しているが、対象となるか	対象となり得る。ただし、当該事業の成果がどのように地域の課題解決や魅力向上に資するものであるかを複数年に渡って計測するためのKPIを設定することが求められ、その適切性が審査において評価されるとともに、地域内外の関係者と連携した推進体制が確立されているかが評価される。
38	2022年1月14日	対象事業	町のシンボルになるようなAR等を用いたデジタルアートを公共施設に導入したい。また、これを記念してプロジェクションマッピング、ドローンライトショー等のイベントを実施しようと思うが、これらは対象経費となるか。	観光振興という地域の課題解決や魅力向上に向けた取組と認められ、既存の優良モデル等を活用して、AR等を用いたデジタルアートを公共施設に導入するといった取組であれば交付対象事業に該当すると考えられる。また、当該事業を行うに当たって、イベント開催といったプロモーション・PR経費についても対象経費に含まれる。
39	2022年1月14日	対象事業	サテライトオフィス等のプロモーションを実施したい。去年地方創生テレワーク交付金を使った施設に対し利用したいのだが、対象となるか。	既存のサテライトオフィス等のプロモーションを実施するのみの事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。
40	2022年1月14日	対象事業	新たな産業振興として飛行可能な車(大型ドローン)の開発支援事業を検討しているが、当該開発事業は交付金の対象になるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、実装を伴わない大型ドローンの開発を行う事業は交付対象事業に該当しない。
41	2022年1月14日	対象事業	新たな産業振興として民間事業者の宇宙航空関連の開発支援事業を検討しているが、当該開発を行う事業者の開発費支援は可能か	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、実装を伴わない宇宙航空関連の開発を行う事業は交付対象事業に該当しない。

no	周知日	分類	質問	回答
42	2022年1月14日	対象事業	新たな産業振興として、地元大学や企業研究所と連携して、新素材の研究を行う事業を検討しているが、当該研究事業は交付金の対象になるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、実装を伴わない新素材の研究事業は交付対象事業に該当しない。
43	2022年1月14日	対象事業	地域の足の確保のため、シェアサイクル事業者の誘致を行いたい、当該事業者の事業費の一部を補助することを検討しているが、本交付金は補助金の原資として活用可能か	シェアサイクル事業者の誘致が事業目的であり、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とするものではないため、交付対象事業に該当しない。 他方、地域の足の確保という課題解決のため、デジタルを活用した既存優良モデルであるシェアサイクル事業を地域に導入する事業は交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、当該事業の遂行にあたり、地域においてシェアサイクル事業の推進に取り組む民間事業者に対して地方公共団体が補助する間接補助スキームによることも可能である。ただし、補助対象となる費用は、あくまでも当該事業の遂行に必要な費用の範囲に限られ、その範囲を超えて事実上企業誘致を目的した補助を行うことは認められない。
44	2022年1月14日	対象事業	地域の中小企業の生産性向上のため、各事業者が内部の生産、管理業務等のデジタル化を行うための費用の補助を検討しているが、対象となるか	地域の中小企業の生産性向上という課題解決のため、既存の優良モデル等を活用して、地域の中小企業の生産・管理業務等のデジタル化を行う事業であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、当該事業の遂行にあたり、地域においてデジタルの実装に取り組む中小企業に対して地方公共団体が補助する間接補助スキームによることも可能である。
45	2022年1月14日	対象事業	地域の中小企業の生産性向上のため、各事業者が将来的に内部の生産、管理業務等をデジタルで改善するための事前の調査、分析、コンサル委託費用の補助を検討しているが、対象となるか	本交付金は、既存の優良モデル等を活用して迅速な横展開を図る事業を支援するものであり、具体的な実装に至らない事前の調査・分析等を行う事業は交付対象事業に該当しない。
46	2022年1月14日	対象事業	高齢者等が住民サービス等をオンラインで行う際の操作を補助するため、支援員と独自のコールセンターの運営を検討しているが、これらの人件費、委託費は対象となるか	住民の利便性向上等のため、既存の優良モデル等を活用して、各種申請等の住民サービスをオンラインで可能とする事業であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、当該事業の遂行に必要な範囲において、利用者の操作を補助するための支援員の人件費やコールセンター運営の委託費も対象経費として認められる。
47	2022年1月14日	対象事業	住民がアニメ制作者等の個人事業主として活動するための、PC、ペンタブレット等記載を導入する際の経費を支援する事業を検討しているが対象となるか。	特定の個人が裨益するのみの事業であり、地域の課題解決や魅力向上に向けた取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。
48	2022年1月14日	対象事業	市政の節目の年を記念して、地域の関連資料(紙、映像、音声、写真資料)をデジタルアーカイブ化して図書館等で閲覧可能とすることを検討しているが、このような事業は対象か	デジタルを活用して地域の魅力向上に取り組む事業であり、住民サービスの向上にもつながると考えられることから、既存の優良モデル等を活用する取組であれば、交付対象事業に該当すると考えられる。
49	2022年1月14日	対象事業	地域の主婦、子育て世帯が、限られた時間で安心して就労できるような保育所隣接型のテレワーク施設整備事業を検討しているが、対象となるか	デジタルを活用して安心な就労環境の整備という地域の課題解決に取り組む事業と考えられ、既存の優良モデル等を活用して、保育所隣接型のテレワーク施設整備事業を行うのであれば、交付対象事業に該当すると考えられる。
50	2022年1月14日	対象事業	都市部にすむ地域の出身者等が、地元と交流できるようなサイトの運営や、オンライン交流会の運営を検討しているが、対象となるか	オンライン関係人口の創出などデジタルを活用して地域の魅力向上に取り組む事業と考えられ、SNSや支援サイト等の既存の優良モデル等を活用する取組であれば、交付対象事業に該当すると考えられる。



no	周知日	分類	質問	回答
51	2022年1月14日	対象事業	地方公共団体・三セクが地元の産品をオンライン購入できるHPを開設するとともに、AMAZONや楽天等の既存のECに出品することを検討している、出品にかかる登録料は対象になるか。	地域の稼ぐ力の強化という課題解決に向けて、既存のECモデルを活用して、地域産品の新たな販路拡大を図る取組であり、交付対象事業に該当すると考えられ、その事業の遂行に必要な出品に係る登録料も、単年度に限り、対象経費として認められる。
52	2022年1月14日	対象事業	プログラミングイベント向けにアプリを開発した上で、appストア等のマーケットに登録したい。これらに関するイベント運営経費、とアプリ登録にかかる経費は対象となるか	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、新たなアプリを一から開発する事業は交付対象事業に該当せず、当該アプリに係る経費は対象経費として認められない。
53	2022年1月14日	対象事業	地域の課題解決に向け、ICT企業によるAI解析ツールの導入を検討している。この際に、地域企業とICT企業が交流するイノベーション拠点整備を考えているところ、拠点整備に係る費用も含めて対象となるか。	申請しようとする事業の具体的な内容が不明であるが、当該事業がデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組であれば、交付対象事業に該当する。その場合、当該事業の遂行に必要な範囲において、既存施設の改修など事業拠点整備に係る費用も対象経費として認められる。
54	2022年1月14日	対象事業	当市に営業所を設置しようとしているIT企業、又は起業家向けに、住民に対するIT教室開催を条件に改修費、PC購入費、社員旅費移住費等の進出費用を補助したい。この事業は対象となるか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、誘致企業への進出費用補助を目的とする事業は交付対象事業に該当しない。
55	2022年1月14日	対象事業	誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、地域の高齢者向けのスマホ教室の開催を予定しているが、本交付金(TYPE1)の交付対象事業に該当するか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、例えば、住民向けの行政サービスをデジタル化し、スマホで利用可能とする事業の一環であれば、当該取組に係るスマホの利用方法の高齢者向け教室を開催することも、交付対象事業の遂行に必要な要素として認められ得ると考えられるが、単に高齢者にスマホの一般的な利用方法を教える教室を開催するのみの場合、デジタルを活用したサービスを地域に実装する取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。
56	2022年1月14日	対象事業	プロポーザルを実施し、住民向けに何かアプリを作りたい。仕様等は最低限決めるが、具体的には事業者の提案を見て内容を決めたい。このような場合でも本交付金の対象となるか。	事業目的・内容とも具体化されていないため、申請要件に該当せず、対象とならない。
57	2022年1月14日	対象事業	広域連携の場合、地方公共団体同士の会議費等も対象となるのか。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を広域連携で実施する場合、広域連携に参加する地方公共団体間での必要な会議に要する経費も対象と認められる。
58	2022年1月14日	対象事業	導入するサービスは無料でなければならないか。	導入するサービスの利用料金については、申請団体において、サービスの持続可能性等の観点から適切にご判断いただきたい。なお、実施計画(運営計画)においては、サービスの運営に係るランニングコストやサービスの利用収入等の収支予定を示すことが求められ、サービスが持続可能であることが評価対象となる。
59	2022年1月14日	対象事業	新しい機能の追加等を行わず既に実装したサービス、アプリケーションのランニングコスト(保守費用等)のみを本交付金で賄いたいが可能か。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組である限りにおいて、既に実装したサービスの継続に係るランニングコストも、単年度に限り、対象経費に該当し得る。ただし、既存のサービスを1年間継続することのみによる成果を当該事業のKPIとして明確に設定することが求められ、その適切性が審査において評価される。

no	周知日	分類	質問	回答
60	2022年1月14日	対象事業	当地方公共団体の一部エリアにおいて既に実証実験を行い実装の目途が立ったサービスについて当該エリアに実装するとともに、他のエリアにも面的に展開したいが支援の対象となるか。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組である限りにおいて、交付対象事業に該当し得る。本事例の場合、他の地域での実装実績が無いことから、一部エリアにおける実証実験の成果としてのサービスが、他の地域やエリアにも迅速に横展開可能なものであることについて、具体的な説明が求められる。
61	2022年1月14日	対象事業	本交付金を地方公共団体から民間事業者への補助事業に活用することはできるか。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組である限りにおいて、当該事業の実施にあたり、当該事業の内容に取り組む民間事業者(企業・団体)に対して地方公共団体が本交付金を活用して補助を行う実施形態も認められる。なお、地方公共団体が自ら事業を実施する場合や民間事業者等に事業を委託する場合と異なり、補助事業による場合には、(全額補助を除き)民間事業者自身の負担が求められるところ、実装計画において、当該部分の経費負担の見通しを明確に示すことが求められる。
62	2022年1月14日	対象事業	申請に当たって、必要経費算定に用いた見積書の提出は必要か。	見積書の提出は求めないが、実施計画に記載する経費は見積書等にて裏付けされた金額を記載すること。
63	2022年1月14日	対象事業	市町村の負担分に、県の財源による補助金を充当することは可能か。	県の財源による補助事業については、国から特段の制限はなく、充当可能である。なお、県から市町村に対する補助事業(補助金の交付の財源)に、本交付金を充当することは認められない。
64	2022年1月14日	対象事業	広域連携事業で県が本交付金を代表申請した場合、地方負担分に充当できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請は、同様に県が代表して行うのか、それとも参加地方公共団体がそれぞれ申請するのか。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、代表申請は受けつけない。参加する各地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業計画内で国庫補助事業を広域連携で受ける旨とその負担分を示して申請していただきたい。
65	2022年1月14日	対象事業	地方負担分に企業版ふるさと納税を活用することは可能か。	企業版ふるさと納税の活用は可能である。
66	2022年1月14日	対象事業	国による他の補助金等を受けている事業に充てることはできるのか。	国による固有の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、充当することはできない。
67	2022年1月14日	対象事業	地方創生推進交付金(先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ)と本交付金の双方の要件を満たすと考えられる事業はどちらで申請を行うべきか。	地方創生推進交付金(先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ)は、地方公共団体が地方版総合戦略に基づき行う先導的なソフト事業を複数年に渡り支援するものであるが、本交付金は地方公共団体が他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速な横展開等を行うハード及びソフト事業を単年度に限り支援するものである。両者は対象事業・目的とも異なるものであり、双方の要件を満たすことは想定し難いが、仮に双方の要件を満たす場合には、どちらのタイプで申請を行うかは、地方公共団体において適宜選択可能である。
68	2022年1月14日	対象事業	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)と本交付金の双方の要件を満たすと考えられる事業はどちらで申請を行うべきか	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、地方への新たなひとの流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援するものである。他方、本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、これに該当する限りにおいて、地域の就労環境の向上等を目的とするサテライトオフィスの施設整備等に本交付金を活用することも可能である。双方の要件を満たす事業について、どちらのタイプで申請を行うかは、地方公共団体において適宜選択可能である。



no	周知日	分類	質問	回答
69	2022年1月14日	対象事業	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)と本交付金の双方に申請を行うことは可能か。	同一の事業をデジタル実装タイプ、地方創生テレワークタイプ双方に申請することはできない。ただし、異なる事業をデジタル実装タイプ、地方創生テレワークタイプとして、個別に申請することは可能である。
70	2022年1月14日	対象事業	デジタル実装タイプのTYPE1とTYPE2、TYPE3に同時に申請することは可能か。	同一の事業をデジタル実装タイプのTYPE1、TYPE2及びTYPE3に同時に申請することはできない。ただし、異なる事業をデジタル実装タイプのTYPE1とTYPE2又はTYPE3に個別に申請することは可能である(TYPE2とTYPE3はいずれかのみ申請可能であり、同時に申請することはできない)。
71	2022年1月14日	対象事業	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)で申請を行った場合に、本交付金では申請が行えなくなる、申請上限が減らされるといった影響はあるか。	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)へ申請を行うことによって、本交付金の申請上限数が減少するといった制限は設けていない。
72	2022/1/14 ※2022/2/4修正	対象事業	交付決定日前の事業着手は認められるか。	交付決定日より前の事業着手は認められない。(採択された事業について、交付決定日より前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないが、交付対象事業費に含まれない事業者募集や選定作業は、地方公共団体の準備行為として実施可能である。)
73	2022年1月14日	対象事業	事業年度内にサービス開始できなかった場合に、交付金を返還する必要があるのか。	交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還を求めるとはしない。ただし、事業年度内にサービス開始時期できなかったことについての合理的理由及び想定される具体的なサービス開始時期及びそこに至るまでの工程を記載した実施計画について報告を求められる場合がある。
74	2022年1月14日	対象事業	本交付金は国庫補助裏の地方負担部分にも活用することができるのか	国による固有の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を活用することはできない。
75	2022年1月14日	申請手続・ 記載事項	KPIは実施計画ごとに一つ策定すればよいのか。	KPIは交付対象事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するための指標であり、交付対象事業について客観的、直接的な成果を示す指標を策定することが求められる。事業の成果を図る観点はずしも一つとは限られず、取り組むべき課題や取組内容に応じて、複数のKPIを設定する必要があるかという観点も含めて検討することが必要である。
76	2022年1月14日	申請手続・ 記載事項	アウトプット指標及びアウトカム指標は何に対して、いくつ設定する必要があるのか。	KPIは交付対象事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するための指標であり、交付対象事業について客観的、直接的な成果を示す指標を策定することが求められる。アウトプット指標は交付対象事業による活動の結果を示すもの(活動指標)であるのに対し、アウトカム指標は交付対象事業による活動の結果によりもたらされる成果・効果を示すもの(成果指標)である。交付対象事業に係るアウトプット指標、アウトカム指標はいずれも一つとは限られず、取り組むべき課題や取組内容に応じて、複数のKPIを設定する必要があるかという観点も含めて検討することが必要である。
77	2022年1月14日	申請手続・ 記載事項	交付委対象事業終了後2か年経過後にKPI未達となった場合、交付金を返還する必要があるのか。	交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還を求めるとはしない。ただし、KPI達成度が未達となった場合、追加の取組計画の策定及び進捗状況の報告を求められる場合がある。
78	2022年1月14日	申請手続・ 記載事項	広域連携事業で申請する場合、国が交付金を支給する地方公共団体は、主申請者となるのか。それとも、共同で申請する地方公共団体それぞれに交付金が支給されるのか	広域連携事業として、複数の地方公共団体が交付金を申請する場合は、それぞれの地方公共団体へ交付金を交付する。

no	周知日	分類	質問	回答
79	2022年1月14日	変更手続	一度、実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。	提出期限前であれば実施計画の変更は可能であるが、提出期限後から交付決定までの期間については、実施計画の変更が認められない。なお、交付決定後に変更する必要がある場合には、要綱に基づく変更申請により変更が可能である。
80	2022年1月14日	変更手続	デジタル実装タイプ TYPE1の交付決定を受けた事業を、本交付金の他タイプ(地方創生テレワークタイプ、デジタル実装タイプTYE2又はTYPE3)に変更することは可能か。	タイプごとに事業の目的や性格、求める要件等が大きく異なるため、他のタイプへの変更手続は設けておらず、デジタル実装タイプ TYPE1としての交付決定を受けた事業について申請を取り下げた上で、他タイプとしてあらためて申請することにより変更することが可能である。
81	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	デジタル技術の導入をサポートする事業を検討しているが、交付対象事業に該当するか	本交付金の対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決等に向けて、既存の優良なモデル・サービスを活用して地域の個性を活かしたサービスを実装する事業。デジタル技術導入のサポート事業単独では、既存のモデル・サービスを活用した具体的なサービスを実装する事業に当たらず、申請要件を満たさない。
82	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	本交付金を外郭団体への補助の原資に充てることは可能か。	本交付金を活用して交付対象事業を実施するにあたり、地方公共団体は、民間事業者に対して同事業の実施を委託することも、同事業を実施する民間事業者にも一部費用負担を求める補助事業によることも可能。外郭団体への補助も同様に可能だが、交付対象事業の実施主体である外郭団体に補助する形と、外郭団体を通じて交付対象事業の実施主体である民間事業者に間接補助する形が考えられる。
83	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	申請手続・ 記載事項	地方負担分に係る地方公共団体における予算確保に関して、令和4年度予算に計上することは認められるか。	本交付金対象事業の地方負担分については、交付決定を受けた地方公共団体が適切に措置し、交付対象事業年度(令和4年度)に事業を適切に執行することを前提としている。この前提のもと、本交付金の実施計画の申請様式においては、地方負担分の措置方法について特に記載を求めているが、各地方公共団体がどのようにして地方負担分を措置するかは、本交付金の申請要件や評価の視点に含まれていない。したがって、地方負担分の措置に関し、地方公共団体がいつ予算計上するかについては、当方から何ら制約を課すものではなく、各地方公共団体のご判断で適宜ご対応いただきたい。したがって、令和3年度補正でも令和4年度当初でも令和4年度補正でも構わない。
84	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	申請手続・ 記載事項	二次募集等の予定はあるか。	今回の募集結果及び地方創生テレワークタイプやデジタル実装タイプ(TYPE2,TYPE3)の募集結果を踏まえて、予算枠に余裕がある場合には二次募集等を検討する予定である。
85	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	制度趣旨	一部事務組合も申請可能とのことだが、申請上限数はどうなるのか。	一部事務組合について、主に都道府県が主体となるものは9事業、主に市町村が主体となるものは5事業を申請上限数とする。なお、都道府県・市町村の申請上限数とは別枠。
86	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	制度趣旨	本交付金は事業継続性を重要視していると感じるが、令和5年度以降市の一般会計のみが財源である場合、評価は下がり不採択になるか。	不採択の事由にはならない。事業の性格にもよるが、地方公共団体による住民へのサービスとして提供される事業であれば、その財源を地方公共団体の予算によることは当然あり得る。民間事業者による事業の場合、利用料収入等が一切無く地方公共団体の予算のみが財源となると事業の継続性が懸念される可能性があるが、事業に応じて適切な財源が確保されていればよく、地方公共団体の予算を財源とすることもあり得る。
87	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	制度趣旨	相互運用性の確保に関して、データ連携基盤の活用は必須か。	TYPE1については、相互運用性の確保は必須要件でなく、あくまで優先的に評価する加点要素。相互運用性の確保に関する具体的な取組が現時点では無い場合でも、今後検討していく旨を記載していただければ、不採択となることはない。相互運用性の確保の在り方についても、データ連携基盤を活用する場合に限定されず、例えば、ヘルスケアのアプリケーションについてAPIにより外部サービスと連携しているといったケースも相互運用性を確保する取組と考えられる。

no	周知日	分類	質問	回答
88	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	申請手続・ 記載事項	複数の要素事業をまとめて1つの事業とすることは認められるか。まとめた場合は、モデルとなる事業をすべて記載しなければならないか。	具体的な事業内容が分からないため、判断がつかねるが、合理的関連性のある範囲で事業をまとめていただくことは差し支えない。ただし、例えば、〇〇県DX事業という名の下で、関連性の乏しい様々な事業をまとめて1事業とすることは、1つにまとめる合理性が無いことから認められず、要素事業ごとに分けて申請いただくことが必要。また、1つにまとめる場合、その事業が地域の課題解決等に資するものであるか計測するための客観的かつ直接性のある指標として、適切なKPIを設定する必要があることにも十分留意したうえ、異なるモデルに基づく事業をまとめて1の事業として実施する場合には、参考とされたモデルをそれぞれ記載いただいた上で、異なるモデルを1の事業としてまとめて実施することの合理性をご説明いただく必要がある。
89	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	公営企業の実施する事業も対象となるか。	申請要件に該当するものであれば、公営企業の実施する事業も対象となり得る。
90	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	オンデマンドバス事業を検討している。当該事業のシステムは対象となると思うが、バス自体の購入費や赤字が想定されるバスの運行経費も対象経費となるか。また、バスは事業者が購入し、市が購入費用を補助する場合も対象となるか。	バスの購入費や運行経費については、当該事業の遂行に必要な経費として、対象経費に認められる。また、オンデマンドバス事業の実施を委託する民間事業者に対し、事業の遂行に必要なバスの購入費用を補助することも対象として認められる。ただし、運行に係る経費といっても、例えば利用者の乗車運賃の割引に充てることは、個人に対する給付に類するものに該当し、対象経費として認められない。
91	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	Q&A 66にある「補助金等」の「等」には交付税措置を含むか。	交付税措置は含まない。
92	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	制度趣旨	「コンソーシアムを形成する等」とあるが、コンソーシアムの形成は必須か。	事業を実施する上で必要な体制が確立されていればよく、コンソーシアム形成は必須ではない。ただし、既存モデルを活用した事業であるからには、参考とする取組を行っている民間事業者等と相談しながら事業を進めるものであり、そのような事業者を含め、事業を実施する上で必要な関係者とその役割分担等を記載していただきたい。
93	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	伝統的技術へのデジタル技術(AI等)の活用を検討しているが、どのようなデジタル技術を活用するか含め、具体的内容については今後公募を通じて検討しようと考えており、まだ分からないが、このような事業でも対象となるか。	公募において募集する内容がどの程度具体化されているかによる。具体的な事業要件を示した上で公募するものであれば、具体的な事業者等が申請段階では確定していないとしても交付対象事業に該当し得る。ただし、申請段階において事業自体の具体性が乏しいものは低い評価とならざるを得ず、採択に繋げるためにはできる限り事業の具体性を示していただく必要がある。なお、公募であっても、他の地域の優良モデル・サービスの横展開を申請要件とすることから、交付対象事業費については、公募に先立って一定の試算が可能と考えられる。については、実施計画書の経費の欄等には、その時点で考えうる具体的な金額を記載するとともに、参考とした他の地域事例等に照らして合理的な説明をしていただきたい(参考資料の添付も認められる)。
94	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	Q&A 68にはサテライトオフィス等の事業も対象となるとあるが、このような事業における相互運用性の確保とは何か。	TYPE1については、相互運用性の確保は必須要件でなく、あくまで優先的に評価する加点要素である。サテライトオフィス等の事業において、事業内容がオフィス環境整備に止まる場合には相互運用性の確保に関する具体的取組は想定し難いと思われるところ、例えば、サテライトオフィスの利用状況データを他の事業で得られたデータと相互に連携して分析する取組や、サテライトオフィスを利用して行われる事業間のデータ連携を図るというような取組もあり得る。いずれにしても具体的取組があれば記載いただきたいが、無い場合でもそれを理由として不採択となることはない。

no	周知日	分類	質問	回答
95	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工) ※2022/2/7訂正	対象事業	参考事例集117ページにポイント還元事業が掲載されているが、ポイント還元事業も交付対象となるか。	申請要件に該当するのであればポイント還元事業も対象となり得るものであり、当該事業を実施するために必要なシステム経費や運用に係る経費も対象経費と認められる。ただし、利用者に対するポイント付与の原資に本交付金を充てることは、個人に対する給付に類するものに該当し、対象経費として認められない。類似例についてQ&A 34において整理しているので参照されたい。
96	2022/1/27 (オンライン説明会 質疑回答から抜粋 加工)	対象事業	閉鎖した店舗を地方公共団体が本交付金を活用して改修し、入店ゲートやAIカメラ等を設置してスマートストア(無人店舗)として民間事業者が経営する場合、本交付金の対象となるか。	地域の課題解決等に向けて地方公共団体として取り組むべき事業であるとの判断の下、地方公共団体が事業の責任主体として実施計画を作成の上、必要な財源等の確保を図り、交付対象事業として申請するものであれば、当該事業が申請要件に該当する限り交付対象事業として認められ得る。本件については、スマートストアの既存優良モデルを横展開するものと想定され、また、交付対象事業の実施主体として民間事業者に委託等することも認められることから、具体的な内容次第であるが、対象になり得る。
97	2022年2月4日		Q13について、合理的な理由や工程というのはどのようなものが求められるのか。	本交付金は令和4年度内でのサービス開始する事業を原則として交付対象としているため、サービス開始時期が令和5年度中になるのであれば、令和4年度中にサービス開始できない具体的な理由やサービス開始までの工程・スケジュールになるのかを示していただく必要がある。ただし、例外的な対応になるため、実施計画書の記載内容を踏まえ交付対象として認めるか判断することとなる。
98	2022年2月4日		一部事務組合が申請する事業についても都道府県経由で実施計画書を送付するというだけでよいのか。	実施計画書の提出に当たっては、都道府県経由で提出いただきたい。
99	2022年2月4日		Q85にあるように、一部事務組合の申請上限件数については、構成する主たる団体に準拠されることだが、主たる団体の判断はどのような基準でなされるのか。	一部事務組合ごとに個別に判断するため、申請される場合にご相談いただきたい。
100	2022年2月4日		既に地方創生推進交付金に申請済みである事業を当交付金において申請を行う場合、地方創生推進交付金の申請を取り下げる必要があるのか。	国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は本交付金の対象外であることから、同一の経費や事業に対して2つ以上の交付金を同時に充てることはできない。このため、実施計画の提出段階においてどちらかを選択し申請する必要がある。仮に既に地方創生推進交付金に申請済みだったところに、本交付金の申請に切り替えるということであれば、地方創生推進交付金の申請を取り下げる必要がある。
101	2022年2月4日		実施計画書提出時点で、R4年度の実装結果・成果に応じて、R5年度以降の事業実施の有無を判断する事業の場合、交付対象事業となるのか。	交付対象となる「実装」を、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提として、地域の課題解決、地域の魅力向上に取り組むこと(Q&A No3)としており、継続を前提としない1年程度の事業は交付対象にはならない。
102	2022年2月4日		本交付金を利用できる県、市町村の組織について、どの範囲までが対象となるか。例えば、知事部局、議会事務局、教育委員会等各種委員会、公営企業、県警は対象となるか。	本交付金の交付対象として制度として定める範囲は地方公共団体(県、市町)であり、団体内での組織毎の範囲制限は特段設けていない。
103	2022年2月4日		Q3で「実証」の定義を記載しており、調査や実証実験の段階にとどまらないものと記載されている。一方で、参考事例集を見ると、実証実験の事例も多く記載されているが、計画書で具体的なサービスの提供に至るまでの工程(流れ)を記載し、R4はそれを実現するための実証実験であることを示すことができれば、交付対象の事業となり得るのか。	参考事例集は、自治体が横展開を検討する参考として、他の地域で既に実証、導入されているモデルを一例として示すもの。申請要件のとおり、実装事業であり、調査、実証にとどまる事業は対象外となる。

no	周知日	分類	質問	回答
104	2022年2月4日		Q74で、国庫補助裏の地方負担分にも活用できないとあるが、地方創生推進交付金とデジタル田園都市国家構想推進交付金の両方の要件を満たす場合、双方を申請することはできないか。	国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は本交付金の対象外であることから、同一の経費や事業に対して2つ以上の交付金を同時に充てることはできない。また、地方創生推進交付金と本交付金とは目的や要件が異なることから、申請(計画書の提出)に当たっては、どちらかを活用するかご判断いただきたい。
105	2022年2月4日		対象外とされている「実証実験」の定義を教えてください。	住民等に対する継続的なサービス提供を前提としていない、期間を限定した、技術の導入実験やサービスのテスト利用等による調査等の取組を指す。
106	2022年2月4日		制度概要等において、経費について「単年度に限り支援」とされているが、地方創生推進交付金のように複数年において効果を出すような事業は対象外ということか。	本交付金の対象は、実装事業であり継続的なサービス提供が必要です。そのため、実施計画では、2年目以降の運営計画や3か年のKPIを記載するよう求めており、複数年にかけて効果を出す事業が対象となる。ただし、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援するものであるため、交付対象事業については、令和4年度中のサービス開始が原則として求められる。
107	2022年2月4日		Q63では、「市町村の負担分に県の財源による補助金を充当すること」に関して、「県から市町村に対する補助事業に本交付金を充当することは認めない」とある。例えば、スマート農業推進のため、農業者へ補助金を支給する事業で、地域が一体となった推進を図るため、補助方式を、県から市町村に補助金という形で支出し、市町村から農業者等に対して同額を交付するような事業を検討しているが、このような形態であれば、Q63のような市町村の負担分を補助するのではなく、農業者等の実装を支援するものであるため、本交付金での活用は可能であると考えてよいか。	Q63にある「県から市町村に対する補助事業に本交付金を充当することは認めない」については、本交付金を活用した市町村の民間補助事業の市町村負担分に県事業に交付した本交付金の充当を認めないことを意味しているもの。また、一般的に、県から民間事業者への交付事務においては、外郭団体を經由するなど実情に応じて、様々なケースがあると考えられるため、あくまで今回のように、県が事業主体であり、実質的に市町村は当該補助金の交付の事務を委任をされるような形態については認められる。なお、仮に県下の市町村が同様のスマート農業の事業の申請を行う場合は、例えば、補助の対象が重複していないか、重複することによって実質的に市町村の申請事業の総事業費が積み増されるような状態になっていないか等について、県と市町村の役割分担が明確か等の観点から事業を審査し、内容によっては申請内容や経費の再検討等が必要となる場合があるため、ご認識いただきたい。
108	2022年2月4日		Q&AのNo16について、「計画策定を行うための調査事業」は「具体的なサービスの提供に至らない単独の調査事業は交付対象事業に該当しない」とされているところだが、一方で事例集p.19にある「ビッグデータを活用した交通状況分析と対策」は、具体的なサービスに至っていないように見受けられる。このような事前の調査を行う取り組みについて、どのような事業であれば対象となるか判断基準を教えてください。	事例集は、あくまで申請を検討する団体の参考となるような他地域の事例を示したものであり、参考事例集の内容をそのまま実施することで本交付金の要件を満たすことを保証するものではない。例示されたビッグデータを活用した交通状況分析と対策については、技術の実証や調査事業にとどまるものではなく、ビッグデータを活用して交通状況を見える化することを通じて、交通渋滞の緩和と交通事故の削減という課題解決につなげることを目指すデジタル実装の取組と認識している。については、事例集を参考に、本交付金の要件のとおり、調査や実証実験の段階にとどまらず、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提として、地域の課題解決、地域の魅力向上に取り組む事業となるよう実施計画書を作成いただきたい。なお、調査にかかる経費についても、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取組の一部である限りにおいて、交付対象事業に該当し得る。
109	2022年2月4日		「地方公共団体の職員の人件費」は対象外とあるが、事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用する場合、この人件費及び旅費は対象として認められるか。	事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用している場合、この人件費及び旅費は交付対象とすることができる。

no	周知日	分類	質問	回答
110	2022年2月4日		他地域の優良事例となりうる本地域の事例を本地域の他の部署に横展開することは可能か。例えば、税務部門で導入しているリモート窓口サービスを他の部門でも活用するようなことを想定している。また、QA59に記載の通り、条件付きでランニングコストも対象可能とあり、他部署へ横展開する際に、新しい機能を付け加える必要はないと考えているが、そのよう認識でよいか。	他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用という要件の「他の地域等」には、同一団体内の他の部署も含まれるという点で他都市の優良事例となりうる本市の事例を他部署に横展開することも対象になりえる。また、新しい機能の有無については、交付金として特段の決まりを設けていない。
111	2022年2月4日		本交付金を活用し、なんらかのシステムやソフトウェアを導入した際、継続利用が必要な期間は、実施計画に示す運営計画の終了時期まででよいか。例えば、5年は保持する等の制約はあるか。	一般的に、実装するサービスの継続、改善を目的に、その提供に必要なシステム等の高度化、更改は当然想定されることから、サービスを提供するためのシステム等に関しては、継続利用期間について特段の制限は設けていない。ただし、本交付金は、実装（デジタルを活用したサービスを継続的に提供する）事業を支援するものであり、一過性の実証事業などは支援の対象外。このため、例えば、開始から一定期間でサービスを終了することが申請時点で予定されている事業であった場合、その期間の長短（たとえ運営期間の終了時期であっても）を問わず、実装事業にあたるか疑義が生じることから、サービスの提供により目指す地域課題解決や地域の魅力向上、KPI等を勘案し、申請要件を満たすか審査を行う。
112	2022年2月4日		地域企業のデジタル化を推進するための補助金施策を検討しているが対象となるか。	事業の中身が分からないので現時点では確定的なことは申し上げられないが、申請要件を満たせば対象となり得る。また、自治体から民間への補助事業はあくまでもお金の流れの一形態でしかなく、自治体事業の手段の多様化のために、委託事業のみならず、補助事業という形態も認めうる。ただし、例えば、地域企業のDXというテーマ全てに活用できる補助金制度を実施予定なので、本交付金を活用したい、といったような具体性の欠ける内容の場合は本交付金の対象外となる可能性があることに留意されたい。
113	2022年2月4日		現在、教育関係の支援ソフト導入を考えている。このソフトはクラウドサービス型で買い取りはできないため、5年間のライセンス料を単年で先払いする、5年間のライセンスパックの購入を行いたい。このようなサービスの導入は本事業の対象となるか。	本交付金事業の対象経費は、「デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費」としており、原則、この範囲の経費であればハード／ソフトなどの経費の種類は問わず、調達、契約等の方法についても、交付を受けた地方公共団体において、各種法令等にもとづき、適切に手続きが行われることを前提に、特段の制限を設けていない。しかしながら、対象経費は先述のとおり「実装する事業の立ち上げに要する」としているため、本交付金対象事業の実施計画期間としている三か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を超えてかかる経費を含むものを対象とすることはできない。この考え方に基づき、「5年間のライセンスパック」は対象として認められず、最長3年間以内とする必要がある。



no	周知日	分類	質問	回答
114	2022年2月4日		広域連携について、6町広域連携で5事業の実施を検討する際、全ての事業において全自治体が参加することが必須か。例えば、各町一つ以上の事業への参加を前提として、観光事業は4町、モビリティ事業は3町など、事業費を分けたうえでの計画策定は可能か。	全ての事業において、全自治体が参加することは必須ではなく、事業ごとに広域連携事業として計画を策定いただいて差し支えない。
115	2022年2月4日		複数事業の全体計画推進、進捗管理及び、各事業者への発注などを、コンソーシアム(協議会や一般社団法人等)へ包括的に業務委託することは可能か。必要となる事業者への発注はコンソーシアムから実施することを想定している。	そのような業務委託は可能。ただし、参加する各地方公共団体において実施計画を作成し、役割分担を明確にし、それぞれの地域におけるKPIを設定する必要があること、交付金を交付対象は各自治体になることにご留意いただきたい。
116	2022年2月4日		地方負担分1/2については、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(地方単独事業分とは別枠)0.8充当可能とありますが、残りの0.2(1割)に、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の地方単独事業分を充てることはできるのか。	デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ)の実質的な地方負担分(10%)について、本交付金の要綱等に特段の定めはなく、臨時交付金の地方単独事業分を充当することは差し支えない。なお、臨時交付金の詳細については、以下、事務連絡に記載の照会先に直接問い合わせいただきたい。 ○令和3年12月27日付事務連絡(令和3年度補正予算を踏まえた臨時交付金の取扱いについて) <a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/211227_1jimurenaku.pdf">https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/211227_1jimurenaku.pdf</a>
117	2022年2月4日		QA 52に「新たなアプリを一から開発する事業は交付対象事業に該当せず」と記載されているが、既存の優良モデルと同じ仕組み(又はさらに付加価値を付けて)を新たに開発する場合は「該当しない」という解釈となるのか。例えば、優良モデルはA社で開発したものを、B社で一から開発するものは該当するか。「一から開発」の定義(条件、範囲など)を教えてください。	ご質問のように、A社で開発したものを活用した優良事例を参考に、B社で一から開発するものは交付対象とすることはできない。しかし、既存のアプリを活用する際に、導入先の実情に即して、一部カスタマイズすることは交付対象として認められます。また、ご質問のように、既存の機能に加え、一部新たな機能を追加することも、既存機能と関連性が高く相乗効果があること、目指す地域課題解決に貢献し、KPIとも整合的であるものであり、当該新機能の開発に過大な経費や時間を要するものでないことが、実施計画書上で合理的に説明されていれば、対象経費として認められます。一方、例えば、カスタマイズや既存アプリの新機能開発といいつつ、実際には開発に長期間を要しサービス実装が大きく遅れるものや、交付対象事業費の多くを当該開発費が占めるものは、合理的な範囲を超えるものであり、対象経費として認められません。実際に検討されている事業が対象か、開発費が経費として認められ得るかについては、実施計画書様式に必要な情報を記載のうえ、事前相談いただくようお願い致します。
118	2022年2月4日		実施計画にはKPI(アウトプット2つ、アウトカム3つ、合計5つ)の枠が用意されていますが、5つ全部指標を立てる必要があるか。	KPIは、アウトプット指標、アウトカム指標それぞれ1項目以上設定する必要がある。なお、それぞれの内容については、申請団体の判断で事業の成果を図る上で適切なものを検討のうえ、設定いただきたい。
119	2022年2月4日		地方公共団体の業務・システムについて、導入するツール(クラウドサービス等)で得られる便益が、単に庁内の業務効率化に資するものと地域の住民や企業にとって利便性が向上するものが複合されており、導入に要する費用を明確に分けることができない場合、本ツールの導入に係る経費は対象外となるのか。	本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立されている優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費が対象。このため、導入する設備、システム等が、地域住民や企業の利便性が向上するのであれば、同時に庁内の業務効率化に対しても裨益するものだったとしても、申請要件に合致すること判断できれば対象となりえる。ただし、裨益対象ごとに分けられる経費であれば、分けて申請いただきたい。

no	周知日	分類	質問	回答
120	2022年2月4日		「新規のアプリ開発を伴う事業」について、他の地域等で実証事業等を含め、地域課題を解決する等の効果が出ている取組みを参考とし、自団体が同様の取組みを実施する際、地元の事業者を含め、広く同様の取組みができるようアプリ開発を伴う事業を発注するものと思われるが、このような場合も「新規のアプリ開発を伴う事業」として本交付金(TYPE1)の対象外となるか。対象外となるのであれば、当該他の地域等で既に確立されている優良なサービスを提供している事業者が発注する場合のみが本交付金の(TYPE1)の対象になると理解するが、自治体の事業発注上、そのような理由で事業発注はできないのではないかと。他の地域の優良な取組みと同様の事業を実施できれば、適切に仕様を定めて発注することが通常の事業発注となるのではないかと。	本交付金は既に他の地域等で確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に実装する取組を支援するものであり、一から開発する事業は対象としていない。他の地域等で既に効果を出している取組を参考として自治体が事業発注される場合に、新たに一から開発を行う仕様でしか発注できないという前提の根拠は定かではないが、例えば、既に同様のサービスを提供している事業者を公募するという方法が一般的に可能と考えられる。なお、本交付金は参考例とされた自治体の取組と同じ事業者でなければならないという制約は課しておらず、ついて、別の事業者が当該サービス等を提供する事業から調達する等の方法も考えられるが、調達の方法については、各申請団体の実情に応じて、適切な内容となるようご検討いただきたい。
121	2022年2月4日		本交付金を活用して、地域交通分野のデジタル実装事業を行いたい、バス運行等の実証実験期間を令和4年～令和5年9月までの1年間を予定し、事業のサービス開始を令和5年度とする予定。この場合、令和4年度に予定している実証実験にかかる費用については、Q&A13「実装計画において、サービス開始時期が令和5年度中となることについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始時期及びそこに至るまでの工程が明記される場合は交付金事業として(例外的に)認められ得る」に該当するか。また、実装計画の2年目にあたる実証実験(令和5年4月～9月)及び実装計画策定、実装に係る費用については、次年度の交付金事業として交付対象となるか。	申請段階において当該実装事業の内容が具体化されていることを前提として対象となり得るが、具体的な実証実験の内容と合わせて、実証実験期間を1年間必要とする具体的な理由を示していただきたい。また、本交付金は、令和4年度に発生する経費にのみ充てることが可能であり、交付対象事業として認められた場合においても、令和5年度に発生する経費は対象にならない。令和5年度前半の実証実験を含め、2年目以降に係る経費は地方公共団体において財源を確保いただく必要があり、これについて実施計画において示していただく必要がある。
122	2022年4月28日	変更手続	どのような場合に変更申請を行う必要があるか。	実施計画の記載内容になんらかの変更が発生する場合は、以下の場合を除き変更申請を行う必要がある。 【変更申請を必須としない場合】 変更内容が経費の減額(減額が当該経費項目の2割以内のもの)のみの場合
123	2022年4月28日	変更手続	「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更が双方ある場合、それぞれ分けて変更手続を行うのか。	「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更が双方ある場合は、全て含めて「通常変更」として手続いただきたい
124	2022年4月28日 (7月19日修正)	変更手続	変更申請を行う事業については、変更の交付決定が出るまで事業着手できないのか。	「通常変更」に該当する事業のうち、変更を申請する部分については、変更の交付決定日より前の事業着手は認められない。 「通常変更」に該当する事業のうち変更を申請していない部分、及び「軽微変更」に該当する事業については、この限りではない。 ただし、事務局において「軽微変更」の変更内容を確認した結果、「通常変更」として変更手続を行うよう指示する場合があります、その場合に変更を申請する部分について、変更の交付決定日より前の事業着手は認められず、変更部分を既に事業着手していた場合は交付対象外となることに注意すること。
125	2022年4月28日 (7月19日修正)	変更手続	総額を増額する変更は可能か	本交付金はデジタル実装タイプ(TYPE1～3)及び地方創生テレワークタイプの採択をもって予算を全額執行予定であり、変更での増額は受け付けない。
126	2022年7月19日	変更手続	「通常変更」を行った後、「軽微変更」にて経費の流用を行う場合、交付対象事業費(総額)の「2割超」か「2割以内」の判断は当初の交付決定時点における交付対象事業費もしくは変更交付決定時点における交付対象事業費どちらを起点とするか。	直近の交付決定時点が起点となるため、変更交付決定時点における交付対象事業費を起点とする。「軽微変更」にて複数回経費の流用を行う場合は軽微変更後の交付対象事業費ではなく、直近の交付決定時点における交付対象事業費が起点となる。